

通教月報

診療情報管理研究

令和3(2021)年7月号

編集
発行人

武田 隆久

〒102-8414 東京都千代田区三番町9-15

一般社団法人 日本病院会 教育部教育課

TEL 03-5215-6647 (受講生専用)

FAX 03-5215-6648 (受講生専用)

URL <https://jha-e.jp/>

受付時間 10:00~17:00

(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)

発行日 毎月1日

診療情報管理のBCPと学術大会と

岸 真司

日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 第二小児科部長
医療情報管理センター長

みなさまの所属組織ではBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)を策定、準備されていることと思います。BCPについてのわかりやすい説明として、「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。」という解説が中小企業庁のホームページにあります。電子カルテが稼働している医療施設の診療情報管理部門の立場でBCPを考えると、災害のために通常の電子カルテシステムが機能停止した状況でも最低限必要な診療記録の参照と記録ができるように備えること、と読み換えることができるでしょう。災害と言えば大地震に代表される自然災害が真っ先に思い浮かぶと思いますが、サイバーテロ攻撃も災害です。そのほかマルウェアの感染によってもシステムが停止あるいは停止せざるを得ない状況が起こり得ます。対する備えとしては、平常時に情報をバックアップすること、災害時にそのバックアップを使えるように訓練すること、そして災害中に発生した記録と平常時のバックアップを使って復旧する仕組みが求められます。このうち、平常時のバックアップだけでよければさほど難しくありませんが、実際の災害時および復旧時に計画通りに運用できることまでを担保しようとすると極めて難しい話になります。当院では年1回、災害訓練のシナリオに組み込むかたちで一般職員が災害時用システムに触れる機会を設けていますが、これで十分だとは到底言えません。

昨今のコロナ禍もまさに災害です。たとえコンピュータがダウンしなくても、使う人が欠けるとシステム本来の働きは止まってしまいます。診療記録管理部門のスタッフが自宅待機などで出勤できない状況でも最低限の管理業務を遂行できるというのが、何かアイデアはないでしょうか。

学術大会の運営準備においてもBCPが重要な論点となりました。第47回日本診療情報管理学会学術大会を来たる9月16、17日に名古屋で開催する予定で準備を進めてきましたが、コロナ禍を鑑みて完全オンライン形式に切り換えることになりました。会場で直接お会いできず残念ですが、遠隔から安全に参加していただけます。次世代の診療情報管理士に向けたシンポジウムもあります。受講生のみなさま、ぜひ事前参加登録をお願いいたします。

